

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成27年1月5日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市伏見区桃山南大島地区建築協定

2 申請者の氏名

東前 幸男

3 建築協定区域

京都市伏見区桃山町養芥19番地1, 19番地9から19番地12まで, 19番地14から19番地17まで及び19番地19から19番地24まで並びに桃山南大島町45番地5から45番地13まで, 45番地15から45番地39まで, 61番地7から61番地9まで, 62番地1, 63番地1, 63番地4, 63番地7, 63番地8, 63番地11から63番地16まで, 64番地7, 64番地9から64番地14まで, 64番地16, 64番地17, 65番地3から65番地5まで, 65番地7, 65番地19から65番地21まで, 66番地4, 66番地6, 66番地8, 66番地9, 67番地1, 67番地5, 67番地15, 67番地19, 67番地24, 67番地28, 67番地30, 67番地34, 67番地35, 67番地40, 67番地41, 71番地8, 71番地9, 71番地11から71番地14まで, 71番地16から71番地22まで, 71番地24から71番地29まで, 71番地31, 71番地33から71番地41まで, 71番地47, 71番地67, 71番地70, 71番地71, 71番地73, 73番地13から73番地18まで, 73番地20, 73番地22, 73番地28, 73番地31, 73番地33から73番地36まで, 73番地39から73番地43まで, 73番地45, 73番地46, 73番地49から73番地51まで, 73番地54, 73番地55, 73番地57, 73番地60, 73番地61, 73番地66, 73番地67, 73番地74, 73番地75, 73番地78, 73番地81から73番地84まで, 74番地6, 74番地8, 74番地16, 74番地24, 75番地1か

ら 75 番地 3 まで, 76 番地 2, 76 番地 8, 76 番地 11, 76 番地 13, 76 番地 14, 76 番地 17 から 76 番地 20 まで, 76 番地 22, 76 番地 25, 76 番地 30 から 76 番地 34 まで, 77 番地 2, 77 番地 5 から 77 番地 7 まで, 77 番地 9, 78 番地 2, 78 番地 3, 78 番地 5, 78 番地 8, 78 番地 10, 78 番地 12, 78 番地 13, 78 番地 17, 78 番地 20 から 78 番地 22 まで, 80 番地 7, 80 番地 9 から 80 番地 12 まで, 95 番地 3 から 95 番地 11 まで, 95 番地 13 から 95 番地 15 まで, 95 番地 17, 95 番地 20, 95 番地 21, 95 番地 24 から 95 番地 28 まで, 95 番地 30 から 95 番地 43 まで, 95 番地 45 から 95 番地 48 まで, 95 番地 50, 95 番地 51, 95 番地 53 から 95 番地 58 まで, 96 番地 3, 96 番地 5, 96 番地 12 から 96 番地 15 まで, 96 番地 17 から 96 番地 22 まで, 96 番地 26, 96 番地 27, 97 番地 3, 97 番地 5 から 97 番地 7 まで, 97 番地 9 から 97 番地 11 まで, 97 番地 15, 97 番地 16, 97 番地 19 から 97 番地 22 まで, 97 番地 24, 97 番地 25, 97 番地 27 から 97 番地 29 まで, 97 番地 31, 97 番地 33, 97 番地 42, 97 番地 44 から 97 番地 49 まで, 98 番地 3, 98 番地 4, 98 番地 6, 98 番地 7, 98 番地 10 から 98 番地 19 まで, 99 番地 5, 99 番地 6, 99 番地 9, 99 番地 11, 99 番地 12, 99 番地 14 から 99 番地 16 まで, 99 番地 19, 99 番地 20, 99 番地 22, 99 番地 23, 100 番地, 100 番地 1, 100 番地 3 から 100 番地 11 まで, 100 番地 13 から 100 番地 15 まで, 100 番地 17 から 100 番地 19 まで, 100 番地 22 から 100 番地 24 まで, 101 番地 4, 101 番地 5, 101 番地 9 から 101 番地 12 まで, 101 番地 14, 101 番地 15, 101 番地 17 から 101 番地 20 まで, 101 番地 22, 101 番地 23, 101 番地 25 から 101 番地 31 まで, 101 番地 34 から 101 番地 37 まで, 102 番地, 102 番地 2 から 102 番地 4 まで, 103 番地 4 から 103 番地 14 まで, 103 番地 16 から 103 番地 19 まで, 103 番地 22, 103 番地 23, 104 番地 3, 104 番地 5, 115 番地 2, 115 番地 3, 115 番地 5 及び 115 番地 6

4 建築協定区域隣接地

京都市伏見区桃山町養芥 19 番地 18 並びに同区桃山南大島町 61 番地 4, 64 番地 3, 66 番地 5, 66 番地 7, 66 番地 10 から 66 番地 12 まで, 67 番地 4, 67 番地 7, 67 番地 20 から 67 番地 23 まで, 67 番地 26, 67 番地 27, 67 番地 29, 67 番地 31, 67 番地 36, 67 番地 39, 67 番地 42, 67 番地 43, 71 番地 5 から 71 番地 7 まで, 71 番地 23, 71 番地 30, 71 番地 32, 71 番地 46, 71 番地 68,

73 番地 12, 73 番地 25, 73 番地 26, 73 番地 59, 73 番地 62 から 73 番地 64 ま
で, 73 番地 69, 73 番地 76, 73 番地 79, 74 番地 1, 76 番地 12, 80 番地 3,
97 番地 4, 97 番地 17, 99 番地 4, 99 番地 17, 101 番地 6 及び 101 番地 21

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途及び形態

6 協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 27 年 1 月 5 日付け第 13 - 002 号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時
45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし, 正午から午後 1 時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)